

写真帳はA4サイズで各頁3枚とする。

順番は次のとおりとし、必要のない項目は省略して間を詰める。

給水工事写真撮影基準（仮舗装まで）（例 市道A交通 H=1.0m）

◇ 付近家屋等を背景に入れて撮影 ◇ 工事看板を入れて撮影	① 着工前
◇ 着工前と同じ場所、同じ方向で撮影 ◇ 仮復旧施工後に撮影	② 竣工
◇ 不断水T字管で取出す場合は、不断水T字管取付後（シーバー弁全開）水圧テストを行い撮影する(③)。せん孔前に給水管を布設し、給水管を不断水T字管に接続した状態（シーバー弁全開）で一次側全体の水圧テストを行い撮影する(④)。不断水T字管から給水管をはずした後せん孔し、そのせん孔片を撮影する(⑤)。その後、給水管を不断水T字管に接続する。 サドル分水栓の場合も同様とするが、給水管の取外しは無しとし、せん孔片が発生する工事のみせん孔片を撮影する(⑤)。	③ 水圧テスト 1MPa 2分間保持 不断水T字管
◇ 又は、不断水T字管取付後（シーバー弁全開）水圧テストを行い撮影する(③)。給水管を布設し、不断水T字管に接続しない状態（シーバー弁全開・給水管の不断水T字管接続側を仮閉塞）で給水管の水圧テストを行い撮影する(④)。その状態のまま、せん孔を行い、せん孔片を撮影する(⑤)。その後、仮閉塞を外した給水管を不断水T字管に接続する。	④ 水圧テスト 1MPa 2分間保持 給水管
	⑤ せん孔片
◇ 配水管が鋳鉄管の場合は、銅コア挿入状況の撮影	⑥ 銅コア挿入状況
◇ サドル部のポリエチレンスリーブ巻及びロケーティングワイヤー布設完了後、スタッフを入れて撮影（スタッフで給水管が隠れないよう注意する）	⑦ 給水管布設状況
◇ 給水管の上に砂巻きを行い、スタッフを入れて撮影（管上 200mm）	⑧ 砂巻き工

第7節 加入金

1. 加入金の取扱い、給水条例第30条による。

給水条例第30条（加入金）

給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から水道加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。

2 前項の加入金は、工事の申込みの際徴収する。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中の設計変更により生じた差額については、この限りでない。

4 加入金は、別表第2に定める額とする。

別表第2(第30条関係)

給水管口径	加入金の額(円)
13mm	63,800
20mm	105,600
25mm	268,400
30mm	493,900
40mm	888,800
50mm	1,523,500
75mm	3,949,000
100mm	7,756,100
150mm	21,717,300
200mm	口径別の断面積比及び流量比を考慮して管理者が定める額

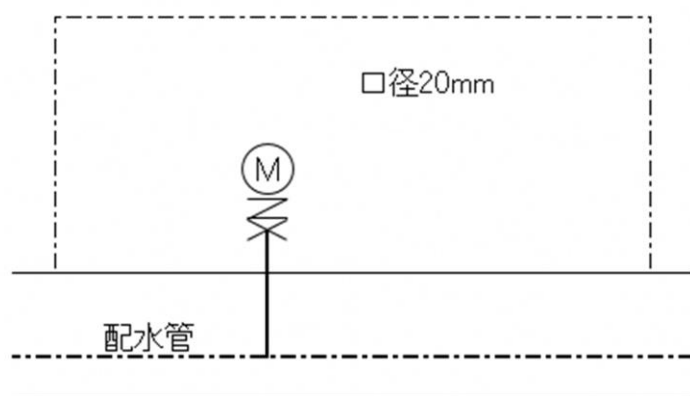
備考

給水装置を改造する場合の加入金の額は、改造後の口径に係る加入金の額と改造前の口径に係る加入金の差額とする

2. 加入金取扱の例を、次頁に示す。

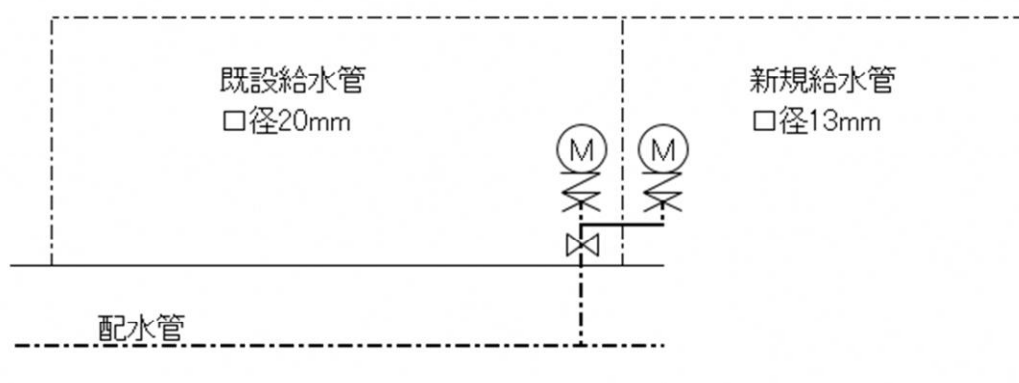
加入金取扱い例

(1) 新設標準



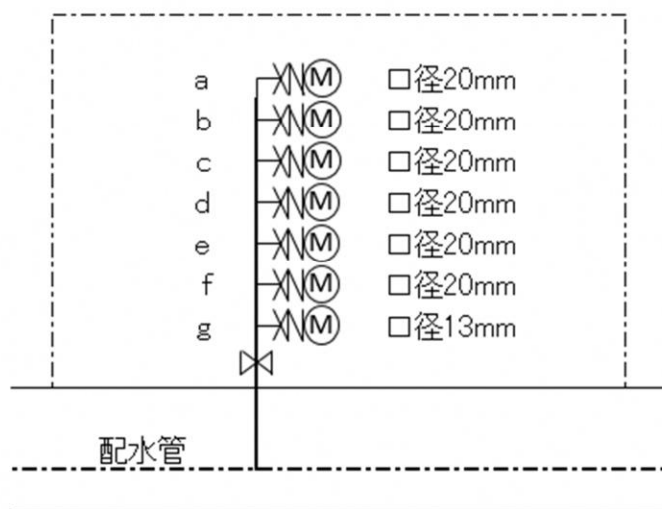
加入金 **105,600 円**

(2) 新設支管分岐



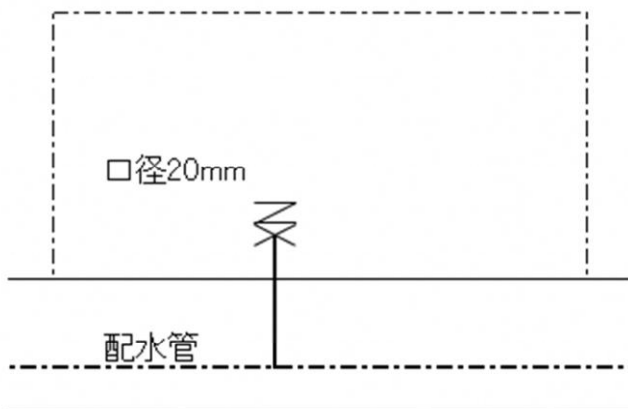
加入金 **63,800 円**

(3) 新設(連合線)



加入金 a～f : 105,600 円×6 栓
 g : 63,800 円

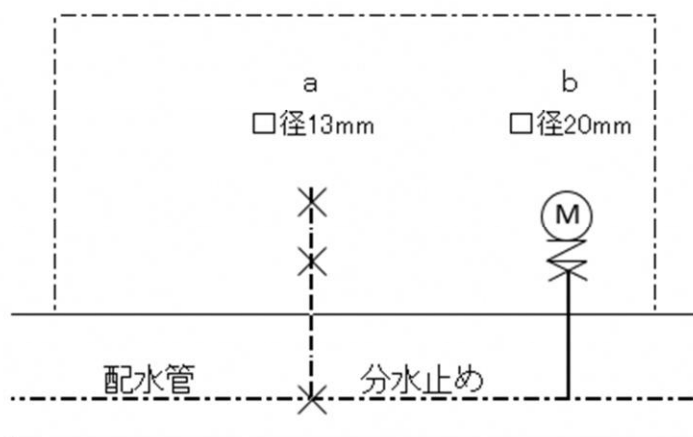
(4) 流末未完



量水器筐を設置し、
 逆止弁付ボール伸縮止水栓
 まで施工する

加入金 105,600 円

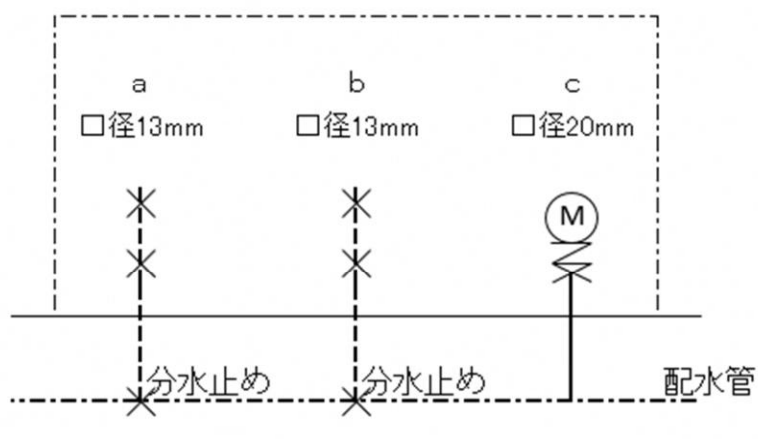
(5) 改造(増径―1)



13mm(a)を撤去して、20mm(b)を設置する。
お客様番号はaからbに引き継ぐ。(改造工事扱い)

加入金 **41,800 円**(20mm と 13mm の差額 **105,600 円 - 63,800 円**)

(6) 改造(増径―2、同一敷地内のみ)



13mm×2 栓(a, b)を撤去して、20mm(c)を設置する。
13mm×2 栓(a, b)の加入金を、20mm(c)へ移譲する。
この際、余剰となる **22,000 円**は還付しない。(**105,600 円 - 63,800 円×2 = -22,000 円**)
お客様番号はa から c に引き継ぎ (改造工事扱い)、b は廃止する。

加入金 **0 円**

